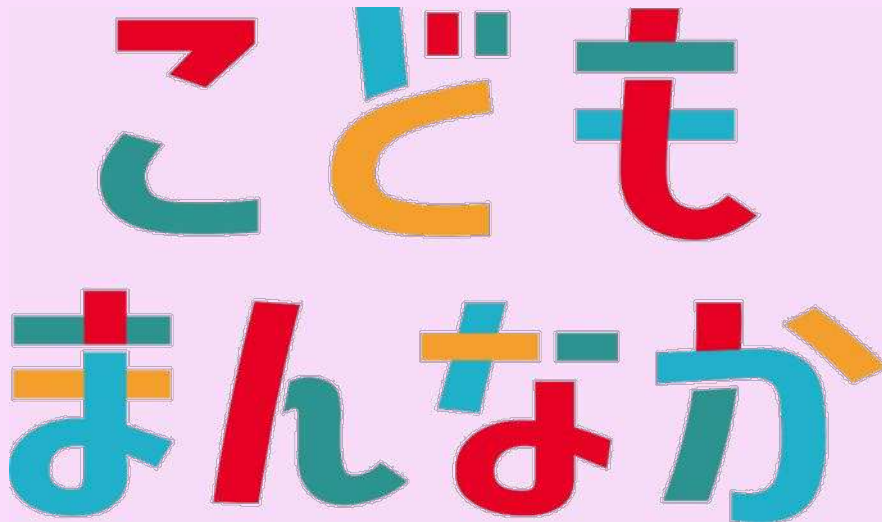


## 子ども・子育て

|   |                         |     |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 子ども・子育て .....           | 232 |
| 2 | 保育所等の整備と保育内容などの充実 ..... | 236 |
| 3 | 私立幼稚園等に対する助成 .....      | 242 |
| 4 | 児童の健全育成 .....           | 242 |
| 5 | 母子・父子家庭等の対策 .....       | 255 |
| 6 | 給 付 .....               | 257 |
| 7 | 母子保健 .....              | 258 |
| 8 | 結婚支援 .....              | 262 |

▶ こどもまんなかマーク



# 子ども・子育て

本市においては、こども・若者・子育て当事者に関するこども施策をさらに推進するための総合的な計画である鹿児島市こども計画に基づき、こどもまんなか社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでいる。

## 1 子ども・子育て

### (1)こども計画

#### 概 要

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、すべてのこどもの人格形成の基礎が築かれ、自立した個人としてひとしく成長できること、こどもの心身の状況や環境等に左右されず、権利の擁護が図られること、さらには将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、こどもに関するさまざまな取組を講じるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や国、地方公共団体等の責務などを定めている。

同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども・若者の視点から分かりやすくライフステージ別に、施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めているほか、国においては、こども基本法の施行とあわせて、同年4月にこども家庭庁が設置され、こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた幅広い施策も順次実施されている。

このような中、本市においては、こどもを社会全体で守り育てるという機運を醸成し、すべてのこどもが生まれ育った環境にかかわらず、現在から将来の生活にわたり夢や希望をもてるまちの実現を目指し、「鹿児島市こどもの未来応援条例」を制定し、令和5年5月に施行するなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組んできた。

今回の「鹿児島市こども計画」は、条例の基本理念や各主体の役割、こどもの健やかな育ちを支える取組などのほか、近年の国の動向等も踏まえ、本市のこども・若者・子育て当事者に関するこども施策をさらに推進するための総合的な計画として策定したものである。

なお、本市こども計画は、市町村こども計画や、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、以下の関連する他の計画と一体のものとして策定している。

#### <関連する計画>

- ・市町村こども計画(こども基本法第10条)
- ・子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)
- ・市町村行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)
- ・市町村整備計画(児童福祉法第56条の4の2)
- ・子どもの貧困解消対策計画

（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）

- ・子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- ・成育医療等に関する計画（成育医療等基本方針に基づく計画策定方針）

### 基本理念

この計画は、こどもを権利の主体として尊重し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、こども基本法第3条の基本理念や鹿児島市こどもの未来応援条例、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画等を踏まえ、次の3項目を基本理念とする。

- ・すべてのこどもが、個人として尊重され、明るく健やかに成長できる環境をつくること
- ・すべてのこどもの声や願いが届き、こどもたちが生まれ育った環境にかかわらず、将来にわたって夢や希望を持てるまちをつくること
- ・こどもを持ちたいと希望する人が安心してこどもを生み育てることができ、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じられる社会をつくること

### 基本方針

- ・こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ・こどもや若者・子育て当事者の視点を尊重し、ともに進める
- ・ライフステージに応じて切れ目なく支援する
- ・すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ・結婚、子育てに関する希望の実現に取り組む

## (2) 施設

### ① 保育所及び利用児童数（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を除く）（令和7.4.1現在）

| 設置別 | 区分 | 園数   | 定員     | 利用児童数      | 待機児童数 |
|-----|----|------|--------|------------|-------|
| 市立  |    | 11園  | 905人   | 683(4)人    | 0人    |
| 私立  |    | 108園 | 7,923人 | 7,097(43)人 | 0人    |
| 計   |    | 119園 | 8,828人 | 7,780(47)人 | 0人    |

※（ ）内は、うち広域利用児童数

### ② 市立

| 施設名 |    | 施設          |        |      | 利用状況(令和6年度) |       | 令和7年度<br>予算額    | 職員数 |
|-----|----|-------------|--------|------|-------------|-------|-----------------|-----|
|     |    | 開所          | 敷地     | 建物   | 定員          | 月平均人員 |                 |     |
| 保育園 | 城南 | 昭和23. 1. 1  | 2,178㎡ | 741㎡ | 120人        | 87人   | 1,372,613<br>千円 | 15人 |
|     | 真砂 | 昭和25. 9. 1  | 2,119  | 916  | 150         | 126   |                 | 22  |
|     | 春日 | 昭和26. 8. 1  | 1,089  | 734  | 120         | 92    |                 | 13  |
|     | 三和 | 昭和30. 8. 15 | 1,909  | 806  | 140         | 103   |                 | 17  |

|  |     |            |       |     |     |    |  |    |
|--|-----|------------|-------|-----|-----|----|--|----|
|  | 原 良 | 昭和36. 4. 1 | 1,288 | 429 | 60  | 67 |  | 11 |
|  | 東桜島 | 昭和39. 4. 1 | 855   | 219 | 30  | 3  |  | 5  |
|  | 中 山 | 昭和42. 3. 1 | 1,599 | 615 | 105 | 97 |  | 14 |
|  | 東谷山 | 昭和55. 4. 1 | 1,142 | 414 | 60  | 67 |  | 10 |
|  | 本 名 | 昭和47. 5. 1 | 1,548 | 264 | 30  | 31 |  | 5  |
|  | 宮之浦 | 昭和50. 4. 1 | 3,152 | 387 | 45  | 31 |  | 5  |
|  | 花 尾 | 昭和50. 4. 1 | 2,765 | 303 | 45  | 37 |  | 5  |
|  | 黒 神 | 昭和41. 4. 1 | 481   | 198 | 30  | 0  |  | 0  |

(注) 黒神保育園…へき地保育所(平成28年度から休園)

### ③ 市社会事業協会が設置し運営しているもの

| 名 称       | 所 在 地       | 定員   | 職員数 | 敷地    | 建物    | 設立年月日       |
|-----------|-------------|------|-----|-------|-------|-------------|
| 鴨 池 保 育 園 | 鴨池一丁目8-10   | 100人 | 16人 | 851㎡  | 547㎡  | 昭和24. 6. 1  |
| 柳 田 保 育 園 | 武一丁目35-33   | 110  | 18  | 1,554 | 594   | // 43. 4. 1 |
| 田 上 保 育 園 | 田上一丁目26-15  | 110  | 20  | 1,018 | 599   | // 45. 4. 1 |
| 玉 里 保 育 園 | 下伊敷一丁目11-7  | 110  | 18  | 1,080 | 598   | // 46. 4. 1 |
| なぎさ 保 育 園 | 真砂本町25-13   | 40   | 9   | 666   | 295   | // 48. 4. 1 |
| あたご 保 育 園 | 下伊敷一丁目32-1  | 80   | 13  | 1,124 | 482   | // 48.12. 1 |
| 南林寺 保 育 園 | 南林寺町12-11   | 40   | 9   | 398   | 327   | // 49. 4. 1 |
| 清 水 保 育 園 | 清水町6-27     | 70   | 15  | 851   | 365   | // 50. 4. 1 |
| 西紫原 保 育 園 | 紫原四丁目37-2   | 60   | 16  | 1,414 | 350   | // 51. 4. 1 |
| 薬 師 保 育 園 | 薬師二丁目41-10  | 70   | 15  | 1,921 | 680   | // 52. 4. 1 |
| 吉 野 保 育 園 | 吉野四丁目4-1    | 60   | 13  | 1,405 | 372   | // 53. 4. 1 |
| 下伊敷 保 育 園 | 下伊敷二丁目26-10 | 110  | 19  | 1,810 | 900   | // 54. 4. 1 |
| 武 保 育 園   | 武二丁目28-7    | 90   | 15  | 940   | 550   | // 54. 4. 1 |
| 松 原 保 育 園 | 松原町2-24     | 60   | 12  | 882   | 370   | // 55. 4. 1 |
| やくし乳児院    | 薬師二丁目41-8   | 25   | 19  | 880   | 720   | 平成25. 2. 1  |
| 母子生活支援施設  | —           | 20世帯 | 8   | 487   | 1,411 | 昭和23.10. 1  |

### ④ 認可外保育施設(一般受入)の届出の現況

届出数 133施設(令和7.4.1届出時点)

### ⑤ 児 童 館

| 施設名      | 施 設      |            |      |      | 令和7年度<br>予算額 | 指 定<br>管 理 者             |
|----------|----------|------------|------|------|--------------|--------------------------|
|          | 所在地      | 開 所        | 敷地   | 建物   |              |                          |
| 城南児童センター | 城南町4-19  | 昭和41. 4. 1 | 519㎡ | 397㎡ | 49,913<br>千円 | 社会福祉法人<br>鹿児島市社会<br>事業協会 |
| 三和児童センター | 三和町21-23 | 昭和43. 4. 1 | 546  | 400  |              | 社会福祉法人<br>鹿児島市社会<br>事業協会 |

|          |         |            |       |     |  |                          |
|----------|---------|------------|-------|-----|--|--------------------------|
| 郡山児童センター | 郡山町39-4 | 平成12. 6. 1 | 1,340 | 440 |  | 社会福祉法人<br>鹿児島市社会<br>事業協会 |
|----------|---------|------------|-------|-----|--|--------------------------|

⑥ すこやか子育て交流館（りぼんかん）（令和7年度予算 140,603千円）  
（平成22年度から実施）

目 的 子育て家庭や子育て支援団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設で、「ひろがる笑顔、支え合う子育て」をコンセプトに、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い、子育て支援のネットワークづくりを進める。

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 毎月第1月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）

所 在 地 与次郎一丁目10番17号

使 用 料 無料 ただし、貸室と子どもの一時預かりは有料

対 象 者 小学校3年生までの子どもとその家族、妊娠中の人、子育て支援活動を行う人等

使用開始 平成22年10月9日

⑦ 親子つどいの広場（令和7年度予算 213,369千円）  
（平成19年度から実施）

目 的 子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図る。

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 年末年始（12月29日～1月3日）

使 用 料 無料 ただし、子どもの一時預かりは有料

対 象 者 小学校に就学するまでの子どもとその家族、妊娠中の人、子育て支援活動を行う人等

| 名 称                    | 所 在 地      | 使用開始       | 指定管理者                 |
|------------------------|------------|------------|-----------------------|
| 東部親子つどいの広場<br>（なかまっち）  | 中町4-13     | 平成20. 4. 1 | 社会福祉法人鹿児島福祉会          |
| 南部親子つどいの広場<br>（たにっこりん） | 西谷山一丁目3-2  | 平成25.12.24 | 社会福祉法人鹿児島県<br>社会福祉事業団 |
| 北部親子つどいの広場<br>（なかよしの）  | 吉野町3256-1  | 平成26. 7. 1 | 社会福祉法人鹿児島市<br>社会事業協会  |
| 西部親子つどいの広場<br>（いしきらら）  | 下伊敷一丁目10-3 | 平成29. 4. 1 | 社会福祉法人鹿児島市<br>社会事業協会  |

(3) 児童福祉施設整備費等補助事業（令和7年度予算 732,135千円）  
（平成8年度から実施）

目 的 施設整備を行う社会福祉法人等に対し、保育の受け皿確保に向けた新たな保育所等の整備や利用児童の安全確保を図るための耐震化・老朽改築整備に要する経費の一部を助成する。

(4) 幼児教育・保育の無償化（国の制度 令和元年から実施）

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、認可外保育施設等を利用する保育の必要性のある子どもについても無償化する。

対 象 以下のいずれかに該当する子どもであって、認定を受けたもの

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

対象事業等

| 事業等名            | 対象施設                             | 無償化の概要                                     |
|-----------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 施設型給付費          | ①保育所・認定こども園・小規模保育事業<br>A型【保育所機能】 | 保育料全額無償                                    |
|                 | ②認定こども園【幼稚園機能】<br>新制度に移行した幼稚園    | 保育料全額無償                                    |
| 施設等利用<br>給付費等事業 | ③新制度に未移行の幼稚園                     | 月額25,700円を上限に保育料<br>無償 満3～5歳児              |
|                 | ☆④認可外保育施設<br>事業所内保育施設等           | 3～5歳児月額37,000円<br>0～2歳児月額42,000円           |
|                 | ☆⑤一時預かり事業（一般型）                   | を上限に無償（複数利用可）                              |
|                 | ☆⑥幼稚園の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）を含む）    | ※②もしくは③と④～⑧を併用<br>する場合は月額11,300円を上<br>限に無償 |
|                 | ☆⑦病児・病後児保育施設                     | ※⑥について満3歳児は翌年度<br>から対象                     |
|                 | ☆⑧ファミリー・サポート・センター事業              |                                            |

※☆は保育の必要性があり、保育所・認定こども園・幼稚園に入所していない児童が対象。

※④を利用している0歳児から2歳児のうち、住民税所得割課税額103,000円未満の世帯の児童については、市の単独事業として負担軽減を実施（認可外保育施設保育料補助金）

食材料費（給食費）の負担軽減

対 象 幼稚園・保育園・認定こども園を利用する、年収約360万円未満相当の世帯の3歳から5歳の児童等

軽 減 額 給食費のうち、副食費（おかず代）に係る経費

※新制度に未移行の幼稚園は施設等利用給付費等事業で補助

※保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園は施設型給付費で対応

## 2 保育所等の整備と保育内容などの充実

(1) 安全な保育環境充実事業（令和7年度予算 16,399千円）

（令和元年度から実施）

目 的 認可外保育施設・保育所等において、児童が安全に保育を受ける環境の充実を図る。

業務内容 事故防止対策巡回支援事業（対象：認可外保育施設、保育所、認定こども園、小規模保育事業所）

巡回指導 立入調査を随時行うことで、安全な保育環境の充実を図る。  
巡回研修 保育士経験者等による巡回研修を実施することで、安全な  
保育環境の充実を図る。  
実施体制 巡回支援指導員（保育士経験者）4人を配置し、実施

(2) 保育士・保育所支援センター運営事業（令和7年度予算 13,200千円）  
（平成28年度から実施）

目 的 潜在保育士の再就職支援等を行う保育士・保育所支援センターを運営  
するとともに、保育士確保対策の充実を図る。  
場 所 キャンセビル7階（中央町10番地）  
運 営 一般社団法人鹿児島市保育園協会（委託）  
開所時間 火曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前9時～午後5時  
30分  
業務内容 ① 保育所等に関する募集採用状況の把握  
② 求職者のニーズにあった就職先の提案  
③ 求職者と雇用者双方のニーズ調整  
④ 保育所等に対する潜在保育士活用の助言  
⑤ 保育所等に勤務する保育士や保育士資格取得希望者からの相談  
対応  
⑥ 保育士等の人間関係や労働条件等に関する相談支援

(3) 関係機関等と連携した保育士確保事業（令和7年度予算 1,927千円）  
（令和元年度から実施）

目 的 これまでの潜在保育士の再就職支援のほか、行政・関係団体・保育士  
養成施設と連携し、保育士を目指す学生等の保育所等への就労促進を行  
い、さらなる保育士確保を図る。  
事業内容 行政（市・県・国）、保育・幼稚園関係団体、保育士養成施設との保育  
士確保に係る意見交換会の実施、保育士を目指す学生向けのイベント（保  
育士カフェ、保育士出前講座）の実施、保育の仕事の魅力発信のための  
リーフレットの作成

(4) 保育士資格取得支援事業（令和7年度予算 400千円）  
（令和3年度から実施）

目 的 子どもを安心して預けることができる体制を整備し、保育所等におけ  
る児童の受入拡大を図る。  
事業内容 幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭の確保を図るととも  
に、保育所等に勤務する保育士資格を有していない人の資格取得を支援  
する。

(5) 保育士等奨学金返済補助事業（令和7年度予算 73,584千円）  
（令和4年度から実施）

目 的 認可保育所等への就職を広く促し、保育人材の確保や職場定着及び離  
職防止を図り、待機児童数ゼロを継続する。  
事業内容 奨学金を利用して保育士資格等を取得し、市内の認可保育所等（私立

保育所・認定こども園・小規模保育事業所）に就職した保育士等が、その奨学金を返済するために必要とする費用に補助する。

(6) 保育士確保対策事業（令和7年度予算 42,095千円）

（令和4年度から実施）

事業内容 待機児童数ゼロの継続を図るため、保育士等の安定的な確保に向けて、就職奨励金を給付するとともに、情報サイトや広報媒体を通じた情報発信を行う。

(7) 特別保育事業（令和7年度予算 779,337千円）

目 的 延長保育事業、一時預かり事業等を円滑に実施することにより、乳幼児の健康の保持と増進を図り、児童福祉の向上に努める。

事業内容 ① 延長保育事業（昭和63年度から実施）

11時間の開所時間の前後の時間（午後6時以降等）及び短時間認定児童の利用時間を超える時間も保育を必要とする児童を引き続き保育する保育所等に対し、必要な経費を補助する。

② 保育所障害児受入促進事業（平成11年度から実施）

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。

③ 保育所地域活動事業（平成元年度から実施）

地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。

④ 一時預かり事業

（一般型：平成3年度から実施 幼稚園型：平成27年度から実施）

一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる保育所等に対し、必要な経費を補助する。

幼稚園型：主に在籍園児を、通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対し、必要な経費を補助する。

(8) 私立保育所等への補助事業

（昭和41年度から実施）

事業内容 私立保育所等の職員の資質向上と保育内容の充実を図るため、研修費や運営費等を補助する。

認可保育所等

（単位：千円）

| 年度<br>項目    | 令和5年（予算） | 令和6年（予算） | 令和7年（予算） |
|-------------|----------|----------|----------|
| 保育園協会研修費補助  | 19,168   | 18,694   | 16,911   |
| 非常勤保育士雇用等補助 | 50,343   | 54,648   | 59,616   |
| 保育体制強化事業補助  | 108,900  | 117,900  | 133,200  |
| 週休二日制実施補助   | 105,432  | 103,453  | 120,312  |

| 年度<br>項目                | 令和5年（予算） | 令和6年（予算） | 令和7年（予算） |
|-------------------------|----------|----------|----------|
| 保 育 材 料 等 補 助           | 54,263   | 54,270   | 59,762   |
| 障 害 児 保 育 補 助           | 45,151   | 46,800   | 60,341   |
| 軽 度 障 害 児 保 育 補 助       | 16,502   | 21,322   | 26,277   |
| 保 育 園 協 会 運 営 費 補 助     | 4,588    | 4,889    | 5,179    |
| こどもの心が育つ保育推進事業補助        | 16,403   | 17,988   | 18,607   |
| 幼 児 保 育 相 談 補 助         | 5,160    | 6,000    | 6,120    |
| 障 害 児 保 育 円 滑 化 事 業 補 助 | 2,295    | 2,295    | 3,060    |
| 療 育 支 援 児 保 育 補 助       | 190,874  | 196,053  | 196,080  |
| 保 育 園 研 修 費 補 助         | 3,626    | 3,505    | 4,399    |
| 保育士宿舎借り上げ支援事業           | 59,670   | 67,932   | 79,407   |
| 計                       | 682,375  | 715,749  | 789,271  |

認可外保育施設

（単位：千円）

| 年度<br>項目      | 令和5年（予算）       | 令和6年（予算）       | 令和7年（予算）       |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 運 営 費 等 の 補 助 | 16カ所<br>35,589 | 15カ所<br>35,202 | 13カ所<br>31,776 |

(9) 多子世帯保育料等軽減事業

事業内容 第3子以降の子どもを保育所等に入所させている多子世帯（18歳未満の子を3人以上扶養している世帯）の経済的な負担を軽減するため、保育料の軽減を行う。

対象児童 対象となる児童は下記の項目のいずれにも該当する者

- ・保育所等に入所している児童
- ・多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する児童
- ・市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する児童

(10) 病児・病後児保育事業（令和7年度予算 211,884千円）

（平成14年度から実施）

目 的 保育所等を利用する児童が、病気の回復期にあり、集団保育等が困難である期間において、一時的に児童を施設で預かる事業を市内の医療機関に委託して実施するとともに、育児・病後児保育システム（あずかるこちゃん）を運用する。

事業内容 ① 対 象 児 童 鹿児島市に住所を有する0歳児から小学6年生までの児童

② 実 施 施 設 池田病院 チックタック童夢館  
紫原たはら医院 グッドラック  
ひだまりこどもクリニック ぱらんせ  
谷山生協クリニック レインボーキッズ  
中瀬小児科 マーミン  
あおぞら小児科 あまやどり

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
|           | かごしまたんぽぽ小児科 病児保育ぱふ        |
|           | 豊島小児科 病児保育室 sano          |
| ③ 利 用 定 員 | 4～12人                     |
| ④ 利用日及び時間 | 平 日 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで |
|           | 土曜日 午前 8 時 30 分から午後 1 時まで |

(11) 医療的ケア児受入推進事業（令和 7 年度予算 85,044 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 医療的ケアを必要とする子どもの市内保育所等における受け入れを推進するため、看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援に加え、停電時における非常用電源等の災害対策備品の整備に対する補助を行う。

(12) 保育所等業務効率化推進事業（令和 7 年度予算 24,415 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 これまでに当該補助を受けていない施設並びに国の指定する機能を全て備えていない施設に対し、ICT 化を行うために必要なシステム導入費用の一部の補助を行う。

(13) 1 歳児受入促進補助事業（令和 7 年度予算 54,648 千円）

（令和 4 年度から実施・令和 7 年度事業見直し）

事業内容 利用希望が多いが、受け入れが増やしにくい 1 歳児の受け入れを拡大する保育所等に対し、人件費等を助成する。

(14) 保育所等紙おむつ処理支援補助事業（令和 7 年度予算 18,503 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 保育所等の使用済み紙おむつの処理等に要する経費に対し補助することにより、保護者の持ち帰りの負担や保育士等の業務負担の軽減を図る。

(15) 給付費等申請クラウドシステム運用事業（令和 7 年度予算 9,914 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 教育・保育施設の給付費等の申請、算定等の業務について、クラウド上でデータを共有し、一括管理するシステムを導入し、施設と市双方の業務負担の軽減と事務の効率化を図る。

(16) 保育コーディネーター配置事業（令和 7 年度予算 26,556 千円）

（平成 25 年度から実施）

事業内容 保育を必要としている保護者の相談に応じ、保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを適切に結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

配 置 保育幼稚園課 3 人，谷山子育て支援課 2 人，福祉支援部伊敷福祉課 1 人，福祉支援部吉野福祉課 1 人

- (17) SMSを活用した保育所等情報発信事業（令和7年度予算 836千円）  
（令和5年度から実施）  
事業内容 保育所等の利用調整を効果的に実施するため、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、施設の空き情報を提供する。
- (18) 保育所システム更新等推進事業（令和7年度予算 13,320千円）  
（令和6年度から実施）  
事業内容 保育所等事務効率化推進事業の補助対象とならない、システムの入替え、機器の更新、追加に対し、補助を行う。
- (19) 民間保育士等処遇改善補助事業（令和7年度予算 802,709千円）  
（令和5年度から実施）  
事業内容 認可保育所等に勤務する保育士等の処遇を改善することで、保育士等の確保や職場定着及び離職防止を図る。
- (20) 潜在保育士雇上強化事業（令和7年度予算 16,270千円）  
（令和6年度から実施）  
事業内容 潜在保育士を有資格保育補助者として雇用し、保育士等としての段階的な復帰に取り組む保育所等に対し助成する。
- (21) 福祉サービスに関する苦情解決第三者委員設置事業（令和7年度予算 9千円）  
事業内容 本市が設置運営する社会福祉施設（保育所）の利用者からの苦情を解決するにあたり、社会性や客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応並びに苦情の円滑、円満な解決を図るため、第三者委員（3人）を設置する。
- (22) 保育所等設置支援事業（令和7年度予算 168,420千円）  
（令和5年度から実施）  
事業内容 賃貸物件を活用して小規模保育事業所を設置する際に必要な改修費等の一部を補助する。
- (23) 利用定員拡大促進補助事業（令和7年度予算 8,500千円）  
（令和4年度から実施）  
事業内容 認可保育所及び認定こども園の2・3号定員増員による受け入れ拡大を図るために必要な改修等に要する費用を助成する。
- (24) 教育・保育関係手続きオンライン化促進事業（令和7年度予算 7,597千円）  
（令和7年度から実施）  
事業内容 保護者の利便性の向上を図るため、保育所等の利用申し込みに対する利用調整結果等の通知をオンライン化する。

(25) 乳児等通園支援事業（令和7年度予算 36,319千円）

（令和7年度から実施）

事業内容 在宅で子育てをする世帯の乳児等が、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に通園することにより、家庭とは異なる経験等の機会を与えるとともに保護者の負担軽減を図る。

(26) 桜島地域幼保一元化推進事業（令和7年度予算 6,249千円）

（令和7年度から実施）

事業内容 令和8年4月の桜島地域の幼保一元化に向け、統合先の私立桜島こども園に対する送迎車両購入費用、統合元2園（市立東桜島保育園、市立桜峰幼稚園）の保護者に対し、統合に伴い新たに生じる費用を助成するための補助金の創設等を行う。

- ① 私立桜島こども園に対する、送迎車両購入費用の補助
- ② 市立東桜島保育園・市立桜峰幼稚園の保護者に対する、教材等購入費用の補助
- ③ 交流活動の実施

### 3 私立幼稚園等に対する助成

(1) 私立幼稚園等の運営に対する助成事業（令和7年度予算 145,009千円）

（昭和48年度から実施）

事業内容 私立幼稚園等の円滑な運営を図り、適正な就学前の子どもの教育及び保育を推進するため、私立幼稚園等及び私立幼稚園協会の運営費、教育・保育職員等の研修費、絵本に親しむ活動費、読み聞かせ奨励費、幼児教育相談助成費、保健衛生充実事業費等の助成を行う。

(2) 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業（令和7年度予算 10,661千円）

（平成5年度から実施）

事業内容 私立幼稚園等の環境整備を図り、就学前教育をより一層充実するため、園舎の新・増・改築、屋外教育環境の整備、大型遊具・大型備品を設置しようとする園に経費の一部を補助する。

### 4 児童の健全育成

(1) 地域子育て支援センター事業（令和7年度予算 119,399千円）

（平成6年度から実施）

目的 子育て家庭への支援活動の企画、調整及び実施を担当する職員を配置し、育児不安などに対する相談などの育成・支援等を図る。

事業内容 育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成・支援、親子ふれあいの催し、育児講座など

委託先 松青福祉会・鹿児島福祉会・鹿児島県社会福祉事業団・伊敷福祉会・紫原福祉会・吉田向陽会・常盤会・合同会社しんじん・笹桐福祉会・合同会社M a n a

※令和 7 年 4 月 1 日現在

(2) ファミリー・サポート・センター事業（令和 7 年度予算 15,007千円）

（平成12年度から実施）

目 的 育児や家事の援助を依頼する依頼会員，援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し，会員同士による相互援助活動を実施し，子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。

委 託 先 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

(3) 放課後児童健全育成事業（令和 7 年度予算 1,602,728千円）

（昭和52年度から実施）

| No. | 施 設 名           | 設立年月日       | 敷 地<br>(㎡) | 建物<br>(㎡) | 令和7.5.1現在<br>利用人員(人) |
|-----|-----------------|-------------|------------|-----------|----------------------|
| 1   | 草 牟 田 児 童 ク ラ ブ | 昭和53. 1. 26 | 学校敷地内      | 70        | 45                   |
| 2   | 紫 原 児 童 ク ラ ブ   | 昭和53.10.26  | 199        | 70        | 53                   |
| 3   | 明 和 児 童 ク ラ ブ   | 昭和55. 1. 7  | 余裕教室       | 61        | 57                   |
| 4   | 武 岡 児 童 ク ラ ブ   | 昭和56. 3. 1  | 余裕教室       | 89        | 35                   |
| 5   | 清 水 児 童 ク ラ ブ   | 昭和56. 4. 15 | 余裕教室       | 62        | 53                   |
| 6   | 坂 元 児 童 ク ラ ブ   | 昭和58. 2. 12 | 余裕教室       | 86        | 46                   |
| 7   | 東 谷 山 児 童 ク ラ ブ | 昭和58. 2. 12 | 714        | 70        | 56                   |
| 8   | 吉 野 児 童 ク ラ ブ   | 昭和58.10.15  | 649        | 62        | 54                   |
| 9   | 大 明 丘 児 童 ク ラ ブ | 昭和59. 8. 20 | 学校敷地内      | 83        | 52                   |
| 10  | 伊 敷 児 童 ク ラ ブ   | 昭和60. 9. 25 | 余裕教室       | 61        | 42                   |
| 11  | 西 陵 児 童 ク ラ ブ   | 昭和61. 1. 20 | 961        | 70        | 53                   |
| 12  | 星 峯 西 児 童 ク ラ ブ | 昭和61.11.15  | 学校敷地内      | 70        | 33                   |
| 13  | 谷 山 児 童 ク ラ ブ   | 昭和62. 9. 19 | 727        | 70        | 58                   |
| 14  | 西 谷 山 児 童 ク ラ ブ | 昭和62.11. 7  | 学校敷地内      | 63        | 51                   |
| 15  | 吉 野 東 児 童 ク ラ ブ | 昭和63. 9. 17 | 826        | 83        | 46                   |
| 16  | 武 岡 台 児 童 ク ラ ブ | 平成元. 7. 25  | 余裕教室       | 61        | 50                   |
| 17  | 原 良 児 童 ク ラ ブ   | 平成元.12.16   | 学校敷地内      | 72        | 55                   |
| 18  | 星 峯 東 児 童 ク ラ ブ | 平成3.12.21   | 余裕教室       | 91        | 53                   |
| 19  | 川 上 児 童 ク ラ ブ   | 平成4. 9. 1   | 215        | 54        | 50                   |
| 20  | 西 田 児 童 ク ラ ブ   | 平成4. 9. 1   | 300        | 70        | 55                   |
| 21  | 桜 丘 東 児 童 ク ラ ブ | 平成4. 9. 1   | 学校敷地内      | 70        | 42                   |
| 22  | 宮 川 児 童 ク ラ ブ   | 平成4.10. 3   | 余裕教室       | 118       | 32                   |
| 23  | 錦 江 台 児 童 ク ラ ブ | 平成6. 4. 1   | 242        | 54        | 44                   |
| 24  | 中 山 児 童 ク ラ ブ   | 平成6. 4. 1   | 1,120      | 70        | 49                   |
| 25  | 桜 丘 西 児 童 ク ラ ブ | 平成6. 4. 1   | 163        | 54        | 34                   |
| 26  | 皇 徳 寺 児 童 ク ラ ブ | 平成7. 4. 1   | 余裕教室       | 61        | 31                   |
| 27  | 花 野 児 童 ク ラ ブ   | 平成7. 4. 1   | 余裕教室       | 71        | 41                   |
| 28  | 福 平 児 童 ク ラ ブ   | 平成8. 7. 22  | 300        | 54        | 46                   |

| No. | 施 設 名               | 設立年月日     | 敷 地<br>(㎡) | 建物<br>(㎡) | 令和7.5.1現在<br>利用人員(人) |
|-----|---------------------|-----------|------------|-----------|----------------------|
| 29  | 伊 敷 台 児 童 ク ラ ブ     | 平成8.7.22  | 275        | 54        | 34                   |
| 30  | 西 紫 原 児 童 ク ラ ブ     | 平成8.7.22  | 300        | 70        | 54                   |
| 31  | 武 児 童 ク ラ ブ         | 平成9.4.1   | 学校敷地内      | 70        | 54                   |
| 32  | 玉 江 児 童 ク ラ ブ       | 平成9.4.1   | 学校敷地内      | 54        | 53                   |
| 33  | 和 田 児 童 ク ラ ブ       | 平成9.7.22  | 学校敷地内      | 83        | 45                   |
| 34  | 中 郡 児 童 ク ラ ブ       | 平成10.7.22 | 学校敷地内      | 107       | 45                   |
| 35  | 八 幡 児 童 ク ラ ブ       | 平成11.6.1  | 余裕教室       | 80        | 54                   |
| 36  | 広 木 児 童 ク ラ ブ       | 平成13.4.1  | 280        | 64        | 52                   |
| 37  | 宇 宿 児 童 ク ラ ブ       | 平成15.4.1  | 478        | 64        | 42                   |
| 38  | 荒 田 児 童 ク ラ ブ       | 平成15.4.1  | 余裕教室       | 81        | 49                   |
| 39  | 東 桜 島 児 童 ク ラ ブ     | 平成15.4.1  | 余裕教室       | 79        | 8                    |
| 40  | 谷 山 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成16.4.1  | 谷 山 荘 1 F  | 52        | 45                   |
| 41  | 坂 元 台 児 童 ク ラ ブ     | 平成16.4.1  | 余裕教室       | 62        | 55                   |
| 42  | 大 龍 児 童 ク ラ ブ       | 平成16.4.1  | 余裕教室       | 63        | 57                   |
| 43  | 中 洲 児 童 ク ラ ブ       | 平成16.4.1  | 余裕教室       | 81        | 58                   |
| 44  | 吉 田 児 童 ク ラ ブ       | 平成9.4.1   | 民間施設       | 104       | 19                   |
| 45  | 本 名 児 童 ク ラ ブ       | 平成9.4.1   | 130        | 81        | 48                   |
| 46  | 牟 礼 岡 児 童 ク ラ ブ     | 平成7.4.6   | 余裕教室       | 106       | 45                   |
| 47  | 桜 峰 児 童 ク ラ ブ       | 平成13.12.1 | 学校敷地内      | 63        | 14                   |
| 48  | 瀬 々 串 児 童 ク ラ ブ     | 平成14.4.1  | 余裕教室       | 83        | 52                   |
| 49  | 中 名 児 童 ク ラ ブ       | 平成8.4.1   | 保育園内       | 87        | 20                   |
| 50  | 前 之 浜 児 童 ク ラ ブ     | 平成10.4.1  | 保育園敷地内     | 34        | 5                    |
| 51  | 春 山 児 童 ク ラ ブ       | 平成10.4.1  | 807        | 100       | 53                   |
| 52  | 石 谷 児 童 ク ラ ブ       | 平成14.4.1  | 396        | 80        | 59                   |
| 53  | 郡 山 児 童 ク ラ ブ       | 平成11.4.1  | 保育園敷地内     | 131       | 47                   |
| 54  | 八 幡 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成17.4.1  | 学校敷地内      | 53        | 52                   |
| 55  | 中 山 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成17.4.1  | 1,120      | 70        | 49                   |
| 56  | 桜 洲 児 童 ク ラ ブ       | 平成18.4.1  | 余裕教室       | 65        | 21                   |
| 57  | 松 元 児 童 ク ラ ブ       | 平成18.4.1  | 学校敷地外      | 70        | 44                   |
| 58  | 南 方 児 童 ク ラ ブ       | 平成18.4.1  | 学校敷地内      | 44        | 12                   |
| 59  | 山 下 児 童 ク ラ ブ       | 平成19.4.1  | 学校敷地内      | 70        | 53                   |
| 60  | 吉 野 東 第 二 児 童 ク ラ ブ | 平成19.4.1  | 410        | 70        | 45                   |
| 61  | 紫 原 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成19.4.1  | 199        | 70        | 52                   |
| 62  | 錦 江 台 第 二 児 童 ク ラ ブ | 平成19.4.1  | 学校敷地内      | 70        | 44                   |
| 63  | 桜 丘 西 第 二 児 童 ク ラ ブ | 平成19.4.1  | 学校敷地内      | 70        | 38                   |
| 64  | 吉 野 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成20.4.1  | 498        | 70        | 56                   |
| 65  | 武 岡 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成20.4.1  | 余裕教室       | 61        | 34                   |
| 66  | 西 伊 敷 児 童 ク ラ ブ     | 平成20.4.1  | 学校敷地内      | 70        | 47                   |
| 67  | 西 紫 原 第 二 児 童 ク ラ ブ | 平成20.4.1  | 学校敷地内      | 70        | 56                   |

| No. | 施 設 名               | 設立年月日      | 敷 地<br>(㎡) | 建物<br>(㎡) | 令和7.5.1現在<br>利用人員(人) |
|-----|---------------------|------------|------------|-----------|----------------------|
| 68  | 武 第 二 児 童 ク ラ ブ     | 平成21. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 55                   |
| 69  | 田 上 児 童 ク ラ ブ       | 平成21. 4. 1 | 146        | 70        | 55                   |
| 70  | 西 陵 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成21. 4. 1 | 961        | 70        | 52                   |
| 71  | 向 陽 児 童 ク ラ ブ       | 平成21. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 51                   |
| 72  | 玉 江 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成21. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 64                   |
| 73  | 小 山 田 児 童 ク ラ ブ     | 平成21. 4. 1 | 余裕教室       | 30        | 25                   |
| 74  | 東谷山第二児童クラブ          | 平成22. 4. 1 | 285        | 70        | 42                   |
| 75  | 犬 迫 児 童 ク ラ ブ       | 平成22.10. 1 | 学校敷地内      | 70        | 17                   |
| 76  | 鴨 池 児 童 ク ラ ブ       | 平成23. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 54                   |
| 77  | 桜丘東第二児童クラブ          | 平成23. 4. 1 | 余裕教室       | 114       | 51                   |
| 78  | 伊敷台第二児童クラブ          | 平成23. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 46                   |
| 79  | 谷 山 第 三 児 童 ク ラ ブ   | 平成23. 4. 1 | 727        | 70        | 55                   |
| 80  | 中 山 第 三 児 童 ク ラ ブ   | 平成23. 4. 1 | 603        | 70        | 49                   |
| 81  | 宮 児 童 ク ラ ブ         | 平成23. 4. 1 | コミュニティセンター | 70        | 36                   |
| 82  | 錫 山 児 童 ク ラ ブ       | 平成23. 4. 1 | 地域公民館      | 156       | 2                    |
| 83  | 皆 与 志 児 童 ク ラ ブ     | 平成23.10. 1 | 民間施設 2 F   | 80        | 8                    |
| 84  | 喜 入 児 童 ク ラ ブ       | 平成24. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 49                   |
| 85  | 本 城 児 童 ク ラ ブ       | 平成24. 4. 1 | 吉田支所敷地内    | 64        | 10                   |
| 86  | 清 水 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成25. 4. 1 | 保育園 2 F    | 30        | 25                   |
| 87  | 田上第二児童クラブ           | 平成25. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 52                   |
| 88  | 広 木 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成25. 4. 1 | 学校敷地内      | 65        | 54                   |
| 89  | 星 峯 西 第 二 児 童 ク ラ ブ | 平成25. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 34                   |
| 90  | 吉 野 第 三 児 童 ク ラ ブ   | 平成26. 4. 1 | 民間施設       | 50        | 44                   |
| 91  | 吉野東第三児童クラブ          | 平成26. 4. 1 | 506        | 70        | 43                   |
| 92  | 向陽第二児童クラブ           | 平成26. 7. 7 | 学校敷地内      | 70        | 51                   |
| 93  | 春 山 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成26. 7. 7 | 学校敷地内      | 89        | 53                   |
| 94  | 福 平 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成26. 7. 7 | 学校敷地内      | 70        | 48                   |
| 95  | 中 山 第 四 児 童 ク ラ ブ   | 平成26. 7. 7 | 1,120      | 70        | 48                   |
| 96  | 平 川 児 童 ク ラ ブ       | 平成26. 7.12 | 民間施設 2 F   | 122       | 43                   |
| 97  | 明 和 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成27. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 57                   |
| 98  | 鴨 池 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成27. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 55                   |
| 99  | 花 尾 児 童 ク ラ ブ       | 平成27. 4. 1 | 余裕教室       | 63        | 8                    |
| 100 | 原 良 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成27. 4.20 | 208        | 81        | 54                   |
| 101 | 玉 江 第 三 児 童 ク ラ ブ   | 平成27. 7.13 | 学校敷地内      | 70        | 61                   |
| 102 | 星 峯 西 第 三 児 童 ク ラ ブ | 平成29. 7.21 | 学校敷地内      | 83        | 44                   |
| 103 | 川 上 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成28. 4. 1 | 学校敷地内      | 83        | 53                   |
| 104 | 坂 元 第 二 児 童 ク ラ ブ   | 平成28. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 38                   |
| 105 | 坂元台第二児童クラブ          | 平成28. 4. 1 | 余裕教室       | 60        | 53                   |
| 106 | 南 児 童 ク ラ ブ         | 平成28. 4. 1 | 余裕教室       | 63        | 43                   |

| No. | 施 設 名           | 設立年月日      | 敷 地<br>(㎡) | 建物<br>(㎡) | 令和7.5.1現在<br>利用人員(人) |
|-----|-----------------|------------|------------|-----------|----------------------|
| 107 | 花野第二児童クラブ       | 平成28. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 41                   |
| 108 | 玉江第四児童クラブ       | 平成28. 4. 1 | 学校敷地内      | 70        | 62                   |
| 109 | 西谷山第二児童クラブ      | 平成28. 4. 1 | 学校敷地内      | 80        | 52                   |
| 110 | 宮川第二児童クラブ       | 平成28. 4. 1 | 余裕教室       | 118       | 44                   |
| 111 | 皇徳寺第二児童クラブ      | 平成28. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 38                   |
| 112 | 生 見 児 童 ク ラ ブ   | 平成28. 4. 1 | 余裕教室       | 58        | 11                   |
| 113 | 草牟田第二児童クラブ      | 平成28. 7.12 | 学校敷地内      | 70        | 45                   |
| 114 | 紫原第三児童クラブ       | 平成28. 7.12 | 余裕教室       | 61        | 52                   |
| 115 | 西紫原第三児童クラブ      | 平成28. 7.12 | 学校敷地内      | 70        | 53                   |
| 116 | 鴨池第三児童クラブ       | 平成28. 7.12 | 余裕教室       | 61        | 55                   |
| 117 | 吉野第四児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 民間施設       | 79        | 47                   |
| 118 | 大明丘第二児童クラブ      | 平成29. 4. 1 | 民間施設       | 49        | 37                   |
| 119 | 城 南 児 童 ク ラ ブ   | 平成29. 4. 1 | 児童センター     | 62        | 38                   |
| 120 | 城南第二児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 余裕教室       | 62        | 38                   |
| 121 | 原良第三児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 208        | 81        | 55                   |
| 122 | 武岡第三児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 36                   |
| 123 | 西陵第三児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 余裕教室       | 63        | 52                   |
| 124 | 中洲第二児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 学校敷地内      | 66        | 54                   |
| 125 | 中郡第二児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 学校敷地内      | 123       | 53                   |
| 126 | 南 第 二 児 童 ク ラ ブ | 平成29. 4. 1 | 児童センター     | 62        | 6                    |
| 127 | 向陽第三児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 学校敷地内      | 83        | 52                   |
| 128 | 伊敷第二児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 42                   |
| 129 | 西谷山第三児童クラブ      | 平成29. 4. 1 | 学校敷地内      | 80        | 55                   |
| 130 | 喜入第二児童クラブ       | 平成29. 4. 1 | 余裕教室       | 88        | 41                   |
| 131 | 川上第三児童クラブ       | 平成29. 7. 1 | 学校敷地内      | 83        | 52                   |
| 132 | 春山第三児童クラブ       | 平成29. 7.21 | 学校敷地内      | 89        | 53                   |
| 133 | 石谷第二児童クラブ       | 平成29. 7.21 | 414        | 103       | 58                   |
| 134 | 和田第二児童クラブ       | 平成29. 7.21 | 校区公民館      | 26        | 17                   |
| 135 | 星峯西第四児童クラブ      | 平成27. 7.13 | 校区公民館      | 81        | 27                   |
| 136 | 星峯東第二児童クラブ      | 平成29. 7.21 | 余裕教室       | 61        | 34                   |
| 137 | 松元第二児童クラブ       | 平成29. 9.19 | 520        | 83        | 32                   |
| 138 | 吉野東第四児童クラブ      | 平成29.10.14 | 826        | 83        | 45                   |
| 139 | 武岡台第二児童クラブ      | 平成30. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 46                   |
| 140 | 南 第 三 児 童 ク ラ ブ | 平成30. 4. 1 | 余裕教室       | 63        | 42                   |
| 141 | 宇宿第二児童クラブ       | 平成30. 4. 1 | 478        | 83        | 51                   |
| 142 | 向陽第四児童クラブ       | 平成30. 4. 1 | 学校敷地内      | 83        | 53                   |
| 143 | 西伊敷第二児童クラブ      | 平成30. 4. 1 | 余裕教室       | 62        | 45                   |
| 144 | 伊敷台第三児童クラブ      | 平成30. 4. 1 | 余裕教室       | 61        | 27                   |
| 145 | 松元第三児童クラブ       | 平成30. 4. 1 | 520        | 83        | 21                   |

| No. | 施 設 名         | 設立年月日       | 敷 地<br>(㎡) | 建物<br>(㎡) | 令和7.5.1現在<br>利用人員(人) |
|-----|---------------|-------------|------------|-----------|----------------------|
| 146 | 東谷山第三児童クラブ    | 平成30. 4. 1  | 714        | 83        | 49                   |
| 147 | 東谷山第四児童クラブ    | 平成30. 4. 1  | 714        | 83        | 50                   |
| 148 | 桜丘西第三児童クラブ    | 平成30. 4. 1  | 余裕教室       | 87        | 36                   |
| 149 | 中山第五児童クラブ     | 平成30. 4. 10 | 学校敷地内      | 71        | 51                   |
| 150 | 玉江第五児童クラブ     | 平成30. 5. 1  | 余裕教室       | 63        | 55                   |
| 151 | 清水第三児童クラブ     | 平成30. 7. 20 | 余裕教室       | 36        | 30                   |
| 152 | 福平第三児童クラブ     | 平成30. 7. 21 | 民間施設       | 114       | 43                   |
| 153 | 吉野第五児童クラブ     | 平成31. 4. 1  | 民間施設       | 87        | 46                   |
| 154 | 大龍第二児童クラブ     | 平成31. 4. 1  | 余裕教室       | 63        | 55                   |
| 155 | 草牟田第三児童クラブ    | 平成31. 4. 1  | 学校敷地内      | 70        | 32                   |
| 156 | 宇宿第三児童クラブ     | 平成31. 4. 1  | 478        | 83        | 44                   |
| 157 | 和田第三児童クラブ     | 平成31. 4. 1  | 学校敷地内      | 83        | 44                   |
| 158 | 錦江台第三児童クラブ    | 平成31. 4. 1  | 学校敷地内      | 83        | 44                   |
| 159 | 錦江台第四児童クラブ    | 平成31. 4. 1  | 学校敷地内      | 83        | 44                   |
| 160 | 坂元第三児童クラブ     | 平成31. 4. 13 | 余裕教室       | 61        | 41                   |
| 161 | 谷山第四児童クラブ     | 平成31. 4. 15 | 谷山荘 1 F    | 52        | 44                   |
| 162 | 坂元台第三児童クラブ    | 平成31. 4. 22 | 余裕教室       | 62        | 56                   |
| 163 | 大明丘第三児童クラブ    | 令和2. 4. 1   | 学校敷地内      | 83        | 51                   |
| 164 | 清水第四児童クラブ     | 令和2. 4. 1   | 民間施設       | 26        | 20                   |
| 165 | 東 昌 児 童 ク ラ ブ | 令和2. 4. 1   | 268        | 86        | 31                   |
| 166 | 中山第六児童クラブ     | 令和2. 4. 1   | 学校敷地内      | 71        | 47                   |
| 167 | 春山第四児童クラブ     | 令和2. 5. 1   | 307        | 87        | 45                   |
| 168 | 武岡第四児童クラブ     | 令和3. 4. 1   | 余裕教室       | 61        | 36                   |
| 169 | 広木第三児童クラブ     | 令和3. 4. 1   | 学校敷地内      | 65        | 54                   |
| 170 | 八幡第三児童クラブ     | 令和3. 4. 1   | 民間施設       | 77        | 32                   |
| 171 | 和田第四児童クラブ     | 令和3. 4. 1   | 340        | 70        | 45                   |
| 172 | 和田第五児童クラブ     | 令和3. 4. 1   | 340        | 70        | 46                   |
| 173 | 福平第四児童クラブ     | 令和3. 4. 1   | 仮設校舎       | 81        | 49                   |
| 174 | 原良第四児童クラブ     | 令和3. 6. 1   | 学校敷地内      | 72        | 55                   |
| 175 | 草牟田第四児童クラブ    | 令和4. 4. 1   | 学校敷地内      | 70        | 32                   |
| 176 | 伊敷第三児童クラブ     | 令和4. 4. 1   | 余裕教室       | 61        | 32                   |
| 177 | 西伊敷第三児童クラブ    | 令和4. 4. 1   | 余裕教室       | 61        | 47                   |
| 178 | 福平第五児童クラブ     | 令和5. 4. 1   | 余裕教室       | 62        | 45                   |
| 179 | 吉野東第五児童クラブ    | 令和7. 4. 1   | 712        | 72        | 33                   |
| 180 | 吉野東第六児童クラブ    | 令和7. 4. 1   | 712        | 72        | 33                   |
| 合 計 |               |             |            |           | 7,827                |

目 的 児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を実施するため、児童クラブを設置し適切な遊びと生活の場を提供することで、昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の健全な育成を図る。

対 象 市内の小学校に就学している児童

児童クラブ設置状況 180クラブ（令和7.5.1現在）

- (4) 児童クラブ施設整備事業（令和7年度予算 60,401千円）  
（昭和52年度から実施）

目 的 待機児童の解消等を図るため、児童クラブの施設を整備する。

- (5) 放課後児童健全育成補助事業（令和7年度予算 452,326千円）  
（平成11年度から実施）

目 的 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に運営費及び市が運営を委託している児童クラブとの保護者負担金差額等について補助を行い、当該法人等の事業の促進を図ることにより、児童の健全な育成を図る。

対 象 者 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人及び学校法人等

- (6) 児童クラブICT化推進事業（令和7年度予算 18,615千円）  
（令和4年度から実施）

目 的 児童クラブのICT化により、保護者の利便性向上や職員の業務負担軽減を図る。

- (7) 児童クラブタブレット学習支援事業（令和7年度予算 37,238千円）  
（令和6年度から実施）

目 的 児童のタブレット端末を活用した学習を支援するため、インターネット環境の充実を図る。

- (8) ちびっこ広場管理事業（令和7年度予算 8,341千円）  
（昭和42年度から実施）

目 的 小学校低学年以下の子どもの身体面の発育及び精神面の発達を助長するとともに、路上の遊びを防止することを趣旨として、近所の空地等を利用して、安全で楽しく、明るく過ごすことができるために設置する。

施 設 ① ブランコ ② 滑り台 ③ スプリング遊具 ④ ベンチ  
⑤ 必要と認める外柵 ⑥ 市長が必要と認めるもの

設置状況 (単位：カ所)

|        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 設 置    | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 廃 止    | 1     | 2     | 2     | 0     |
| 年度末広場数 | 91    | 89    | 87    | 87    |

- (9) 子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業（令和7年度予算 6,620千円）  
（平成6年度から実施）

内 容 保護者の疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、事故等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童及び夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子を児童福祉施設等で一時的に養育・保護する。

期 間 保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し市が認め

る期間  
費 用 (令和 7. 4. 1 現在)

| 区 分                        |                          | 1 日 当 た り<br>の 費 用 (円)   | 費 用 負 担 (円)            |               |        |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|---------------|--------|
|                            |                          |                          | 保 護 者 負 担 分            | 市 負 担 分       |        |
| 生 活 保 護 世 帯                |                          | 2 歳 未 満 の 児 童            | 11,760                 | 0             | 11,760 |
|                            |                          | 2 歳 以 上 の 児 童            | 6,460                  | 0             | 6,460  |
|                            |                          | 親子入所する場合の親<br>及び緊急一時保護の親 | 2,140                  | 0             | 2,140  |
| 市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯        | 母 子 ・ 父 子 家 庭            | 2 歳 未 満 の 児 童            | 11,760                 | 0             | 11,760 |
|                            |                          | 2 歳 以 上 の 児 童            | 6,460                  | 0             | 6,460  |
|                            |                          | 親子入所する場合の親<br>及び緊急一時保護の親 | 2,140                  | 0             | 2,140  |
|                            | 母 子 ・ 父 子<br>家 庭 以 外     | 2 歳 未 満 の 児 童            | 11,760                 | 1,100         | 10,660 |
|                            |                          | 2 歳 以 上 の 児 童            | 6,460                  | 1,000         | 5,460  |
|                            |                          | 親子入所する場合の親<br>及び緊急一時保護の親 | 2,140                  | 300           | 1,840  |
|                            |                          | そ の 他 の 世 帯              | 母 子 ・ 父 子<br>養 育 者 家 庭 | 2 歳 未 満 の 児 童 | 11,760 |
| 2 歳 以 上 の 児 童              | 6,460                    |                          |                        | 1,000         | 5,460  |
| 親子入所する場合の親<br>及び緊急一時保護の親   | 2,140                    |                          |                        | 300           | 1,840  |
| 母 子 ・ 父 子<br>養 育 者 家 庭 以 外 | 2 歳 未 満 の 児 童            |                          | 11,760                 | 5,350         | 6,410  |
|                            | 2 歳 以 上 の 児 童            |                          | 6,460                  | 2,750         | 3,710  |
|                            | 親子入所する場合の親<br>及び緊急一時保護の親 |                          | 2,140                  | 750           | 1,390  |

・夜間養護等（トワイライト）事業（令和 7 年度予算 60千円）

（平成16年度から実施）

内 容 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

利用時間 ① 夜間養護事業 夕方～午後10時まで（基本分）  
（宿泊を伴った場合の午後10時以降翌朝までは宿泊分）  
② 休日預かり事業 朝～夕方（おおむね午後 6 時）

費 用 (令和 7. 4. 1 現在)

| 区 分         |              |        |     | 1 日当たり<br>の費用(円) | 費用負担 (円) |       |
|-------------|--------------|--------|-----|------------------|----------|-------|
|             |              |        |     |                  | 保護者負担分   | 市負担分  |
| 生 活 保 護 世 帯 | 夜間養護事業       | 基本分    |     | 2,350            | 0        | 2,350 |
|             |              | 宿泊分    |     | 2,350            | 0        | 2,350 |
|             | 休 日 預 かり 事 業 |        |     | 3,500            | 0        | 3,500 |
| 市           | 母子・父子家庭      | 夜間養護事業 | 基本分 | 2,350            | 0        | 2,350 |

| 区 分           |                  |         |     | 1日当たりの<br>費用(円) | 費用負担(円) |       |
|---------------|------------------|---------|-----|-----------------|---------|-------|
|               |                  |         |     |                 | 保護者負担分  | 市負担分  |
|               |                  |         | 宿泊分 | 2,350           | 0       | 2,350 |
|               |                  | 休日預かり事業 |     | 3,500           | 0       | 3,500 |
| 母子・父子<br>家庭以外 | 夜間養護事業           | 基本分     | 基本分 | 2,350           | 300     | 2,050 |
|               |                  |         | 宿泊分 | 2,350           | 300     | 2,050 |
|               |                  | 休日預かり事業 |     | 3,500           | 350     | 3,150 |
| その他の世帯        | 母子・父子<br>養育者家庭   | 夜間養護事業  | 基本分 | 2,350           | 300     | 2,050 |
|               |                  |         | 宿泊分 | 2,350           | 300     | 2,050 |
|               |                  | 休日預かり事業 |     | 3,500           | 350     | 3,150 |
| その他の世帯        | 母子・父子<br>養育者家庭以外 | 夜間養護事業  | 基本分 | 2,350           | 750     | 1,600 |
|               |                  |         | 宿泊分 | 2,350           | 750     | 1,600 |
|               |                  | 休日預かり事業 |     | 3,500           | 1,350   | 2,150 |

(10) 子育てサポーター養成事業（令和7年度予算 142千円）

（平成19年度から実施）

目 的 地域における子育て力を向上させ、より子育てしやすい環境の整備を図るため、市民が自らの経験等を活かしてさまざまな子育て支援を行う「子育てサポーター」を市主催のイベントや子育て支援施設等に派遣するほか、スキル向上のため、国の子育て支援員研修制度に基づき現任研修を実施する。

事業内容 現任研修（机上講座1回）（隔年実施）

対 象 子育てサポーター等と市内在住の子育て支援員研修修了者

受講料 無料

(11) 子育て支援ネットワーク推進事業（令和7年度予算 1,135千円）

（平成24年度から実施）

目 的 すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを構築し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

事業内容 ① 子育て支援ネットワーク会議の運営

② 子育て応援ポータルサイト（夢すくすくねっと）の運用

③ かごしま市子育てガイドの発行（広告掲載による無料発行）

(12) 子育てサークル支援事業（令和7年度予算 1,806千円）

（平成13年度から実施）

目 的 子育て等に関して地域での交流の活性化を図るために活動する子育てサークルに対し、その活動を支援する。

(13) 子育て支援施設職員スキルアップ研修事業（令和7年度予算 413千円）

（令和2年度から実施）

目 的 子育て支援拠点施設の職員向けの研修を実施し、職員のスキルアップ

を図るとともに、情報交換等を行う会議を設置し、子育て支援拠点施設間の連携を図る。

- 事業内容 ① 知識・技術を習得する専門研修及び課題や事例解決等の実務研修  
② 地域子育て支援拠点施設従事者会議

(14) 子育て支援施設整備事業（令和7年度予算 65,188千円）

（令和5年度から実施）

子育て支援施設の整備等を計画的に行う。

(15) 家庭こども相談員設置事業（令和7年度予算 19,142千円）

（令和6年度より家庭児童相談員設置事業（昭和45年度から実施）、婦人相談員設置事業（昭和33年1月から実施）を統合）

目 的 家庭における児童についての悩みごとや配偶者からの暴力、家庭内の  
もめごとの相談等に対応する家庭こども相談員を配置する。

相 談 員 5人

(16) 児童虐待対策事業（令和7年度予算 1,495千円）

（平成13年度から実施）

目 的 児童虐待の早期発見や防止等を推進する。

事業内容 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関が情報を共有しながら、  
適切な連携のもとで児童虐待に対応するほか、防止のための啓発活動を行う。

- ① 児童虐待通告等への対応
  - ・児童の安全確認
  - ・支援計画の作成・進行管理等
- ② 要保護児童対策地域協議会の運営
  - ・代表者会議の開催
  - ・実務者会議の開催
  - ・個別ケース検討会議の開催
- ③ 子ども相談連絡部会研修会の開催
- ④ 児童虐待防止のための啓発活動
  - ・街頭キャンペーンの実施
  - ・啓発ポスター、チラシの作成等

(17) かごしまこども応援ネットワーク推進事業（令和7年度予算 0千円）

（令和5年度から実施）

目 的 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右される  
ことのないよう、子どもを支援する活動の促進を図る。

事業内容 こどもの居場所づくりにつながる活動を行っている団体の取組につ  
いて、市ホームページ「かごしまこども応援ネットワーク」という場を  
通して、情報の見える化を図り、団体間で協調した取組が促進されるな  
ど、地域全体で子どもを支えていく力の向上を目指す。

(18) 児童相談所設置事業（令和 7 年度予算 750,014 千円）

（令和 6 年度から実施）

事業内容 児童相談所の設置に向けて、基本・実施設計や土地開発基金により購入した整備予定地を取得するなど、必要な取組を推進する。

(19) イクボス推進会議開催事業（令和 7 年度予算 352 千円）

（平成 29 年度から実施）

目 的 仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス推進同盟への参加企業の増加等を図る。

(20) こどもの居場所×学習機会づくり地域支援事業（令和 7 年度予算 3,279 千円）

（令和 6 年度から実施）

事業内容 こどもの居場所づくりとして、子ども食堂を支援する団体が行う学習支援の取組に対し、助成する。

(21) 子ども見守り強化事業（令和 7 年度予算 4,572 千円）

（令和 3 年度から実施）

事業内容 児童虐待防止と早期発見に努めるため、支援を必要とする児童の自宅に弁当などを届ける子ども食堂等を通じた地域の見守り体制を強化する。

(22) 子ども食堂サロン運営支援事業（令和 7 年度予算 3,530 千円）

（令和 4 年度から実施）

事業内容 子ども食堂への支援や新規開設等に関する相談機能を担う「かごしまこども食堂サロン」を運営する団体に対し、助成する。

(23) 子ども家庭見守り相談支援員設置事業（令和 7 年度予算 16,547 千円）

（令和 4 年度から実施）

事業内容 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の運営に係る業務を行う。

(24) こどもの未来応援条例推進事業（令和 7 年度予算 811 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 こどもの未来応援条例に基づき、その周知を図り、子どもを社会全体で守り育てるという機運を醸成する。

(25) 子育て世帯訪問支援事業（令和 7 年度予算 1,435 千円）

（令和 5 年度から実施）

目 的 家事・育児に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を子育て訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

事業内容 ① 家事支援 食事の準備、後片付け、洗濯、居室等の掃除・整理整

頓，生活必需品の買い物 など

- ② 育児支援 授乳，離乳食，おむつ交換，沐浴補助，保育所等の送迎，通院・産後検診・公的機関の手続きなどの同行，地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供 など

(26) こどもの未来応援贈り物事業（令和7年度予算 2,325千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 イベント参加やスポーツ観戦など，様々な経験の機会の提供に取り組む児童養護施設等に対し助成を行い，施設で生活する子どもが夢や希望を抱くきっかけづくりを行う。

(27) ヤングケアラー支援事業（令和7年度予算 4,527千円）

（令和5年度から実施）

目 的 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより子ども自身がやりたいことができないなど，子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども，いわゆるヤングケアラーの周知広報を図るとともにヤングケアラーに対する支援体制を充実させる。

事業内容 ① ヤングケアラー相談員支援員の配置

- ・ヤングケアラーに関する相談対応や情報提供等
- ・ヤングケアラーと思われる要支援児童等への支援
- ・ヤングケアラー支援に関する研修会等の実施

② ヤングケアラー周知に係る広報啓発活動

- ・市の広報媒体を活用した啓発活動
- ・市民や関係機関等へのポスターやチラシの配布

(28) こども家庭支援ネットワーク構築事業（令和7年度予算 157千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 連携が必要な関係者を委員とするこども家庭支援ネットワーク会議を開催し，多様な家庭環境等に対応した支援体制の充実・強化を図る。

(29) 子育て情報AIチャットボット活用事業（令和7年度予算 3,130千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 子育て支援関連情報の問い合わせに24時間365日対応するAIチャットボットを運用し，子育て世帯等の利便性向上を図る。

(30) 親子関係支援プログラム実施事業（令和7年度予算 278千円）

（令和6年度から実施）

事業内容 親子関係における健全な関係性の構築を図るため，子育ての悩みや不安を抱える保護者等に対し親子関係支援プログラムを実施するとともに，保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し，情報交換ができる場を設ける。

(31) 児童相談システム導入事業（令和 7 年度予算 27,759 千円）

（令和 6 年度から実施）

事業内容 こども家庭支援センターの業務効率の向上や、関係機関との円滑な情報共有等を図るための児童相談システムを導入する。

(32) こども相談サロン・フードパントリー運営事業（令和 7 年度予算 1,130 千円）

（令和 6 年度から実施）

事業内容 関係機関と連携し、地域において本市が実施する相談サロンと民間事業者で実施するフードパントリー（食材配布）を同時開催し、児童虐待防止と育児負担の軽減を図る。

(33) こどもまんなか応援サポーター事業（令和 7 年度予算 1,386 千円）

（令和 7 年度から実施）

事業内容 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもまんなか応援サポーターの取組を推進するための啓発動画を作成し、こども・子育てにやさしいまちづくりの機運醸成を図る。

(34) こどもの未来応援イベント開催事業（令和 7 年度予算 7,207 千円）

（令和 7 年度から実施）

事業内容 こどもまんなか社会の実現に向け、子育てに関する相談や、親子が楽しく相互交流できるイベントを開催し、安心して子育てが出来るよう支援するとともに、こどもの未来応援条例の周知・啓発を図る。

(35) 子どもたちと鹿児島市を語る会開催事業（令和 7 年度予算 627 千円）

（令和 7 年度から実施）

事業内容 子どもが意見を表明する機会の創出として、子どもたちが直接市長と対面し、市政課題等について意見交換する仕組みを構築する。

(36) こどもの居場所実態調査事業（令和 7 年度予算 3,487 千円）

（令和 7 年度から実施）

事業内容 こどもの視点に立った多様な居場所づくりに向け、こどもの居場所に関する実態把握のための調査を実施する。

(37) 児童相談所人材育成事業（令和 7 年度予算 2,458 千円）

（令和 7 年度から実施）

事業内容 児童相談所設置に向け、県や他都市児童相談所への派遣研修の継続や、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に取り組むとともに、児童相談所派遣経験者等への研修機会の充実を図ることで、児童相談所に必要な高い専門性を持った人材育成の取組を進める。

## 5 母子・父子家庭等の対策

### (1) 愛の福祉基金事業（令和7年度予算 9,127千円）

（昭和56年度から実施）

篤志家からの寄付金を基金に積み立て、その運用利息等を市民福祉の増進のために役立てる。

基金総額 250,984,014円（令和7年3月末現在）

事業内容 母子・父子家庭等の児童が中学校に入学したときに図書カードを贈呈する。

児童数 約700人

贈呈額 1人当たり1万円分の図書カード

### (2) 母子・父子自立支援員設置事業（令和7年度予算 21,097千円）

（昭和62年度から実施）

目的 ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や助言等を行う母子・父子自立支援員を配置する。

対象者 母子家庭，父子家庭，寡婦等

相談員 6人

### (3) ひとり親家庭等生活支援事業（令和7年度予算 2,504千円）

（平成8年度から実施）

目的 ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図り、地域での生活を支援する。

事業内容 ① 一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護，保育等を行う。

② 育児や健康管理などについての生活支援講習会を開催する。

③ 市母子寡婦福祉会が行う小口資金貸付の原資を貸し付ける。

実施先 市母子寡婦福祉会（①，②は委託）

### (4) 母子家庭等自立支援事業（令和7年度予算 97,751千円）

（就業支援講習会 平成8年度から実施，自立支援給付金事業 平成16年度から実施）

目的 就業支援講習会の実施や自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、ひとり親家庭等の就労活動を支援し、自立の促進を図る。

事業内容 ① 就業に結びつく可能性の高い技能，資格を取得するための就業支援講習会を実施する。

② 自主的に行う職業能力の開発のための講座を受講した者に対し「自立支援教育訓練給付金」を支給する。

③ 就職に有利な資格取得を促進するため，当該資格に係る養成訓練の受講に対して「高等職業訓練促進給付金」等を支給する。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した者に対し給付金を支給する。

(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（令和 7 年度予算 23,246 千円）

目 的 ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り，その福祉の増進を図る。

貸付金の種類 修学資金，就学支度資金，修業資金，就職支度資金，技能習得資金，生活資金，住宅資金，事業開始資金，事業継続資金，転宅資金，結婚資金，医療介護資金

(6) 育児支援家庭訪問事業（令和 7 年度予算 6,234 千円）

（平成17年度から実施）

目 的 児童の養育について支援が必要でありながら，積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し，過重な負担がかかる前の段階において，訪問による支援を実施することにより，当該家庭において安定した児童の養育を図る。

事業内容 ① 出産後間もない時期（おおむね 1 年程度）の母子に対する育児指導  
② 未熟児，多胎児等についての育児指導及び栄養相談  
③ 身体的又は精神的不調状態にある養育者に対する相談及び指導  
④ 若年の養育者に対する育児相談及び指導 など

(7) ひとり親家庭等総合相談会事業（令和 7 年度予算 827 千円）

（令和元年度から実施）

事業内容 ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため，ひとり親家庭等に対する総合相談会を開催する。

(8) 中高生国際交流派遣支援事業（令和 7 年度予算 800 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 意欲ある学生が家庭の経済的状況により学ぶ機会を奪われることのないよう，「青少年の翼事業」「青少年東南アジア派遣事業」の自己負担分の経費を助成する。

(9) 養育費確保支援事業（令和 7 年度予算 1,408 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 ひとり親家庭の子どもの養育費確保に係る公正証書等の取得費用のほか，弁護士費用に対し助成する。

## 6 給 付

### (1) 児童扶養手当（令和7年度予算 3,148,961千円）

（昭和37年1月から実施）

目 的 離婚等により父又は母がいないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることにより、当該児童の福祉の増進を図る。

手 当 額

|      | 1 人                               | 2 人                                               | 3 人                                          |
|------|-----------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 全部支給 | 月額46,690円                         | 月額57,720円                                         | 月額68,750円                                    |
| 一部支給 | 所得に応じて<br>月額46,680円～<br>11,010円まで | 所得に応じて<br>1 人の手当額に<br>11,020円～5,520円<br>までを加算した金額 | 所得に応じて<br>2 人の手当額に<br>2 人目の加算額と<br>同額を加算した金額 |

※対象児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3人目の加算額と同額を加算  
実 績

| 年度<br>区分  | 令和3   | 令和4   | 令和5   | 令和6   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 新規受付件数（件） | 734   | 691   | 667   | 776   |
| 受給権者数（人）  | 6,596 | 6,456 | 6,361 | 6,130 |

### (2) 市民福祉手当（遺児等修学手当）（令和7年度予算 136,441千円）

（昭和45年度から実施）

目 的 遺児等を養育している者に市民福祉手当を支給することにより、当該児童の福祉の増進を図る。

遺児等（対象者5,559人）（令和7年度予算人員）

4月1日現在で1年以上本市に住所を有し、父母の一方若しくは両方がいない児童又はこれに準ずる状態にあると市長が特に認める児童で義務教育中の者〔父又は母がその児童の養育にあたることができる者と婚姻関係（事実上の婚姻を含む）にあり、かつ同一世帯に属する児童は除く〕

平成25年度から所得制限（児童手当と同額）を設け、制限額以上の者は手当を半額としていたが、令和6年10月から児童手当の所得制限が撤廃されたことを受け、令和7年度支給から所得制限を廃止した。

手 当 額 1人につき年額24,000円

### (3) 児童手当（令和7年度予算 14,164,735千円）

（昭和47年1月から実施・令和6年10月制度改正）

目 的 高校生年代までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

対 象 者 高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している者

手 当 額 児童1人につき  
3歳未満の児童（第1子・第2子） 月額15,000円

3歳～高校生年代の児童（第1子・第2子） 月額10,000円  
0歳～高校生年代の児童（第3子以降） 月額30,000円

実績

| 区分 \ 年度 | 令和3     | 令和4     | 令和5     | 令和6     |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受給者数（人） | 44,213  | 41,996  | 41,130  | 48,333  |
| 延児童数（人） | 894,865 | 861,749 | 833,642 | 877,685 |

(4) こども医療費助成制度（令和7年度予算 2,467,723千円）

（昭和48年7月から実施・昭和48年10月から県補助事業）

目的 こどもの健康と健やかな育成を図るため、医療費の一部を助成する。

対象者 中学3年生までのこども

※15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども

助成内容 保険診療による一部負担金の額を助成。

※付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

※令和7年4月から、対象者すべての、医療機関等における窓口負担をなくす制度を導入。

(5) 母子・父子家庭等医療費助成制度（令和7年度予算 250,468千円）

（昭和56年10月から実施・平成7年8月から県補助事業）

目的 母子・父子家庭等の方々の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

対象者 ① 現に児童を扶養している母子家庭の母

② 現に児童を扶養している父子家庭の父

③ 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている児童

④ 父母のいない児童

※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害の状態にある者をいう。

所得の制限額を超える者及び他の法令による医療費の助成を受けている者を除く。

助成内容 保険診療による一部負担金の額を助成。

※付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

## 7 母子保健

(1) 妊婦健康診査・健康相談事業（令和7年度予算 408,809千円）

（昭和24年度から実施）

事業内容 妊産婦やその配偶者（乳幼児の父親）への妊娠・出産・育児に対する保健指導を行い、また、健康診査を実施することにより、安全な分娩と

健康な子どもの出生を図る。特に、妊娠・出産の安全性の確保及び妊婦健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担を実施する。

経 過      平成20年度    公費負担回数を3回から5回へ、超音波検査の年齢制限をなくし、毎回実施  
             平成21年度    公費負担回数を5回から14回へ、県外里帰り中の健診に対する償還払いを開始  
             令和5年度    多胎妊婦が14回を超えて受診する妊婦健診の費用について、1回5,000円上限で5回まで助成する。また、低所得妊婦の初回産科受診料について、1万円を上限に助成する。

(2) 産婦健康診査事業（令和7年度予算 40,941千円）

（平成30年度から実施）

事業内容      産後うつや新生児への虐待予防等の観点から、出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産婦健康診査を実施し、産後の支援の強化を図る。

(3) 産婦支援小児科連携事業（令和7年度予算 12,766千円）

（令和2年度から実施）

事業内容      産後1カ月が過ぎ、産科医療機関での支援を離れた後、小児科等医療機関にて産後2カ月頃の産婦の心の状態や育児状況を確認し、必要に応じた支援につなげ、産後の支援の充実を図る。また、小児科と連携し、産科、精神科も含めた妊産婦への支援を行う。

(4) 妊娠・出産包括支援事業（令和7年度予算 111,006千円）

（平成27年度から実施）

事業内容 ① こども家庭センター（母子保健機能）運営  
             〔子育て世代包括支援センター運営（平成27年度～令和5年度）〕  
             ・母子保健支援員の配置（平成28年度）  
             ・地域連携協議会の開催（平成28年度）  
             ・発達支援専門員の配置（令和2年度）  
② 産後ケア事業（平成8年度）  
             産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦を対象に、助産所への入所や、助産師の訪問による保健指導を行う。  
             ・日帰り型を増設し、利用期間の延長を行う。（平成28年度）  
             ・訪問型を増設し、支援を行う。（令和2年度）  
             ・対象を産後3カ月から1年未満に延長する。（令和3年度）  
             ・非課税世帯の利用料を全て0円とする。（令和5年度）  
             ・一般世帯の利用料を減額し、5日間を上限に1日あたりの利用料を宿泊型6,700円、日帰り型2,100円、訪問型0円とする。（令和5年度）  
③ ママのほっとスペース事業（平成18年度）  
             育児に対する不安を抱える母親を対象に、心理相談員や保健師・助産師が個別相談をしたり、親同士の交流の場をもち、母親への心の支

援を行う。

・ぷれママのほっとスペース事業（平成28年度）

(5) こんにちは赤ちゃん事業（令和7年度予算 4,034千円）

（平成20年度から実施）

事業内容 生後4カ月までの乳児のいる家庭に保健師などの訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。（新生児・妊産婦訪問指導事業とこんにちは赤ちゃん事業を併せて乳児家庭全戸訪問とする。）

(6) 未来を守るミルク支給事業（令和7年度予算 3,071千円）

（平成30年度から実施）

事業内容 H T L V - 1（ヒトT細胞白血病ウイルスⅠ型）の母子感染を予防するため、乳児用ミルクを支給するほか、妊産婦の健康保持増進と乳児の健全な発育・発達促進を図る。

(7) 乳幼児健康診査事業（令和7年度予算 151,626千円）

（昭和36年度から実施）

事業内容 乳幼児の異常を早期発見し、適切な措置及び指導を行って乳幼児の健康の保持増進を図る。

|   |   |        |                                              |
|---|---|--------|----------------------------------------------|
| 経 | 過 | 平成29年度 | 新生児聴覚検査の助成開始<br>（初回検査，確認検査を合わせて上限3,000円）     |
|   |   | 令和2年度  | 新生児聴覚検査の助成拡充<br>（初回検査，確認検査毎に上限3,000円）        |
|   |   | 令和2年度  | データヘルス時代の母子保健情報利活用開始                         |
|   |   | 令和4年度  | 3歳児健診での屈折検査導入                                |
|   |   | 令和6年度  | 3歳児健診の対象時期を3歳6か月へ移行<br>1か月児健診の助成開始（上限4,000円） |

(8) 新生児・妊産婦訪問指導事業（令和7年度予算 15,619千円）

（昭和36年度から実施）

事業内容 母子保健法に基づき、新生児・妊産婦・未熟児を対象に保健師や助産師が家庭訪問を行い、児と産婦の健康状態の確認や保健指導等を行うことで、産後うつ病解消へのきっかけ、育児不安の軽減や虐待防止を図る

(9) 子どもすこやか安心ねっと事業（令和7年度予算 33,438千円）

（平成13年度から実施）

事業内容 子どもの発達障害の早期発見，早期支援のため，関係機関との連携のもと，子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し，子育てに関する保護者の不安の軽減を図り，子どもの健やかな発達を促す。

|   |   |        |                           |
|---|---|--------|---------------------------|
| 経 | 過 | 平成26年度 | 乳幼児巡回支援専門員による保育所等への巡回支援開始 |
|   |   | 令和6年度  | 乳幼児巡回支援専門員を乳幼児相談専門員へ名称変更  |
|   |   | 令和7年度  | 発達相談体制の整備、保育所等への巡回発達相談の拡大 |

(10) 小児慢性特定疾病医療費助成事業（令和7年度予算 297,269千円）

（平成8年度から実施）

事業内容 小児慢性疾病のうち、特定疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も大となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することになるため、小児慢性特定疾病の医療費助成事業を行い、もってその研究を推進し、医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費の負担軽減にも資することを目的として実施する。

経 過 平成27年1月 制度改正により対象疾病が514疾病から704疾病となる。  
平成29年4月 対象疾病が722疾病となる。  
平成30年4月 対象疾病が16群756疾病となる。  
令和元年7月 対象疾病が16群762疾病となる。  
令和3年11月 対象疾病が16群788疾病となる。  
令和7年4月 対象疾病が16群801疾病となる。

(11) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（令和7年度予算 5,973千円）

（平成26年度から実施）

事業内容 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族に対して、必要な情報提供や助言等を行うとともに、自立支援員、小児慢性特定疾病支援員による自立に向けた各種支援策の計画策定等を行う。

また、医療、保健、福祉の関係者と教育機関等が連携した小児慢性特定疾病対策地域協議会の運営、子どもと家族のための療養生活ガイドブックの配布、慢性疾病をもつ子どもと保護者の交流会やワークショップの実施等を行う。

(12) 不妊治療費助成事業（令和7年度予算 57,621千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊症の検査または治療のうち、保険適用後の自己負担分の一部について助成を行う。

(13) 不妊専門相談センター事業（令和7年度予算 296千円）

（令和元年度から実施）

事業内容 不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症について悩む夫婦等を支援する。

(14) 不育症治療費助成事業（令和7年度予算 2,903千円）

（平成30年度から実施）

事業内容 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療に要する費用の助成を行う。

(15) 母子健康手帳アプリ運用事業（令和7年度予算 2,040千円）

（令和3年度から実施）

事業内容 成長記録等のデジタル管理や子育て等に関する情報が取得できる母子健康手帳アプリを運用する。

(16) 多胎妊産婦サポーター事業（令和7年度予算 3,959千円）

（令和4年度から実施）

事業内容 多胎妊産婦を対象に、育児サポーターを派遣し、育児援助・家事援助・外出補助などの支援を行う。

経 過 令和7年4月 利用できる期間を1歳までから2歳までに引き上げ

(17) 出産・子育て応援事業（令和7年度予算 437,422千円）

（令和4年度から実施）

事業内容 全ての妊婦が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と妊婦のための支援給付による経済的支援を一体的に実施する。

(18) 歯の健康

事業内容 むし歯の発生を予防するため、1歳、2歳、2歳6か月、就学前児、小学一年生に歯科健康診査やフッ化物塗布を行う。

(19) 予防接種事業

事業内容 疾病の発生及びまん延を予防するために、乳幼児を対象に予防接種を実施する。

## 8 結婚支援

少子化の大きな要因といわれる「未婚化・晩婚化」への対応策として、結婚を希望する人たちに対して出会いの場を提供するとともに、若い世代のライフプランニングを支援する。

(1) 婚活サポート事業（令和7年度予算 20,232千円）

（平成28年度から実施）

概 要 市民の相談に応じて結婚のあっ旋を行うために、結婚相談所（マリーサポートかごしま）を管理運営するとともに、AIマッチングシステムの活用等による結婚支援の充実を図る。

結婚相談所（マリーサポートかごしま）（昭和36年4月1日開設）

所在地 中央町10番地（キャンセビル7階）

職 員 結婚相談所事務嘱託員4人

開所時間 午前11時～午後8時

休 所 日 月曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

業 務 結婚の紹介、あっ旋  
健全な婚姻思想の普及  
その他、結婚相談に関すること

登録手続 デジタル会員証、独身証明書（発行日から2カ月以内）、誓約書、スナップ写真（2カ月以内に1人で写ったもの）、本人確認ができるものの提示（マイナンバーカード、運転免許証など）

利 用 料 無料

(2) ライフデザインセミナー開催事業（令和 7 年度予算 880 千円）

（平成28年度から実施）

事業内容 大学生や新入社員等を対象に，結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

(3) 高校生のためのライフデザインセミナー開催事業（令和 7 年度予算 759 千円）

（令和 3 年度から実施）

事業内容 ロールモデルによる仕事と子育ての体験談などを通じて，高校生が人生設計について，理解を深めるセミナーを開催する。

(4) 出会いサポートイベント開催事業（令和 7 年度予算 3,465 千円）

（平成30年度から実施）

事業内容 結婚を希望する人に対し，出会いの場を提供するイベントを開催し，婚活をサポートする。

(5) 新婚新生活スタートアップセミナー開催事業（令和 7 年度予算 1,186 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に，家庭生活や子育てなど家計を含めた将来のライフプランをより具体的に考えてもらうための知識・情報を提供するため，セミナーを開催する。

(6) 企業・団体間交流・出会いサポート事業（令和 7 年度予算 2,539 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 結婚を希望する方に企業間交流を通じた出会いの機会を提供するとともに，登録団体の増加等を図り，結婚を希望する方を応援する機運を醸成する。